

秩父市立秩父第一中学校「いじめ防止基本方針」

1 はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、現在、いじめや暴力等により、子供の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しており、大きな社会問題となっている。いじめを防止するためには、学校・保護者・地域等をあげて、「いじめを許さない風土づくり」を進めていく必要がある。

国では平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」を施行し、翌月10月には「いじめ防止等のための基本的な方針」を策定した。埼玉県・秩父市においても、それぞれ「埼玉県いじめ防止等のための基本的な方針」「秩父市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめを防止するための施策に取り組んでいる。

本校の「いじめ防止基本方針」は、国・県・市の基本的な方針を踏まえ、「いじめは絶対に許されない行為である」という考え方にに基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及び対処のための基本的方策をまとめたものである。

なお、本校の基本方針は、平成30年3月の「秩父市いじめ防止基本方針」を踏まえたものである。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめ防止に取り組む基本姿勢は「人権尊重の精神を貫いた教育活動」を展開することである。そのため、全教育活動を通して「思いやり」の心を育て、自他共に大切にできる生徒を育成する。同時に「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の生徒に徹底させるとともに、教職員自らもそのことを自覚する。

万が一、いじめが生じた場合には「いじめられている生徒に非はない」という認識に立ち、組織的対応によって問題の解決を図る。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(3) いじめ問題の理解

ア いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものであること。

イ 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する可能性があること。

ウ 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに生命及び身体に重大な危険を生じさせること。

エ いじめには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団構造が潜んでいること。

3 本校におけるいじめ防止のための基本方針

(1) 未然防止のための取組

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを推進するために、以下の方策を講じる。

ア 組織的な対応

教職員が、学校はなによりも生徒にとって「安心・安全な場」でなくてはならないとの認識に立ち、「アンテナ」を高くするとともに「感度」を高め、弱い者いじめや卑怯なふるまいを見過ごさない。

イ 道徳教育・体験活動の充実

いじめに向かわない生徒を育成するため、道徳教育及び体験活動等の充実を図り、生徒の豊かな情操と道徳心を培う。

ウ 生徒会など生徒による自主的活動の推進

いじめ防止に資する生徒会による自主的活動を推進する。

エ 関係機関との連携

関係機関との連携を図り、人権作文・人権教育講演会等に取り組み、いじめ防止の重要性に関する理解を深める。

オ 積極的な情報発信

保護者ならびに地域住民等にいじめ防止のための学校の取組を、学校だよりや学校ホームページ等を通して、積極的に情報発信する。

(2) 早期発見のための取組

ア いじめアンケート等の実施

いじめを早期に発見するため

① 生徒対象いじめアンケート調査（毎月）

特に、6月・9月・11月・2月の4回は重点月とする。

② 保護者対象いじめアンケート調査（年2回）

三者・二者面談時のカウンセリングシートを活用

③ 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査を年2回（三者面談、二者面談）実施する。

イ 日常的な観察

生活記録ノート（やりとり帳）からの情報収集や休み時間等のチャンス相談を積極的に行う。

ウ いじめ相談体制の構築

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制を整備する。

① スクールカウンセラーの活用

② さわやか相談室の活用

③ 定期的な教育相談期間の設定及びチャンス相談

エ いじめ防止のための教職員の資質向上

いじめ防止等の対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止に関する職員の資質向上を図る。特にインターネットを通して行われるいじめに対する理解・対策に留意し、講演会及び情報モラル研修会等の実施に努める。

(3) いじめ事案への対処

ア いじめ問題対策検討委員会の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ問題対策検討委員会」を設置する。

なお、構成員は以下の通りである。

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、各学年主任、教育相談主任、担任、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー

イ いじめ問題への対応

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ 「いじめを受けた生徒」等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会、及び所轄の警察署等と連携して対処する。
- ⑥ いじめ問題発生後、最低3ヵ月間は見届けを行う。

(4) 重大事態への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態の定義

- ① 生徒が自殺を凶ったとき
- ② 身体に重傷を負ったとき
- ③ 精神疾患を発症したとき
- ④ 金品等に重大な被害を被ったとき
- ⑤ 相当期間（30日以上）の欠席を余儀なくされているとき

イ 対応の流れ

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を本校に設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対しては、教育委員会の指示に基づき、事実関係やその他必要な情報を適切に提供する。

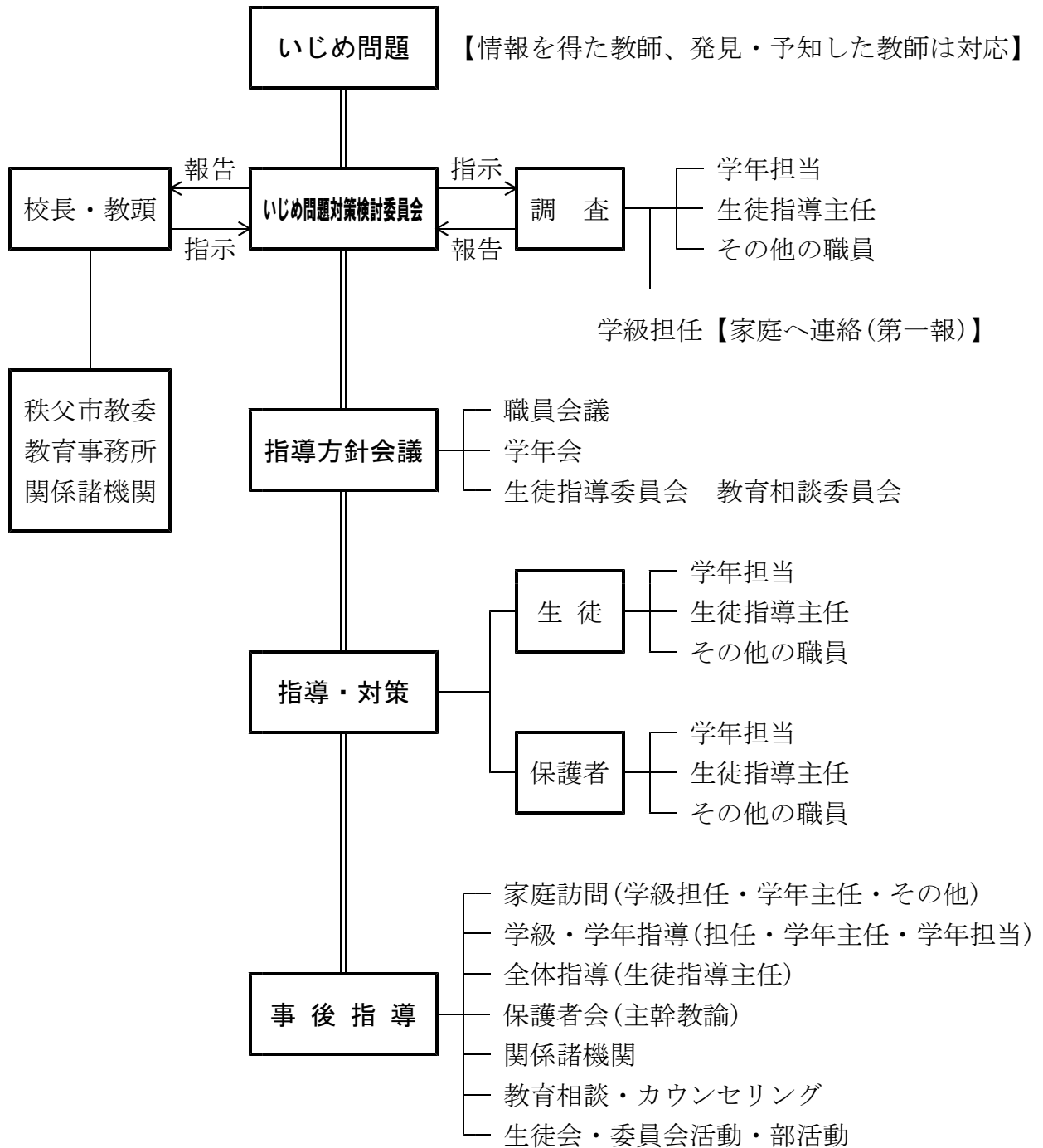
(5) その他

いじめの実態把握、及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校運営協議会等で点検するよう努める。

ア いじめの早期発見に係る取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

いじめ問題対応「校内指導体制」(全体図)



【生徒指導室資料：『いじめ問題発生時の職員役割分担』（◎…主担当、○…補佐）】

	対 象	校 長	教 頭	主幹教諭	生徒指導主任	学年主任	担 任
1	当該生徒対応					○	◎
2	当該家庭対応	○				○	◎
3	全校生徒対応				◎	○	
4	全校の保護者対応			◎	○		
5	報道機関等対応	○	◎				
6	教育委員会対応	◎	○	○			
7	地域住民対応			◎	○		
8	警察等関係機関対応	○	○		◎		